

一般社団法人愛媛県食品衛生協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県食品衛生協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、飲食に起因する中毒、感染症及びその他衛生上の危害の発生を防止し、食品の衛生的品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及向上
- (2) 食品営業施設の改善の指導
- (3) 食品、添加物、器具、容器及び包装の改善の指導
- (4) 食品衛生指導員の育成、指導及び委嘱
- (5) 食品衛生責任者の養成及び教育
- (6) 食品営業関係者の教育
- (7) 食品衛生に関する顕彰
- (8) 食品衛生に関する相談、情報収集及び調査研究
- (9) 食品営業従事者の福利厚生及び健康増進
- (10) 地域における生活衛生の向上
- (11) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第8項に規定する営業者の団体であって、愛媛県内の保健所の所管区域ごとに、その区域を団体の活動区域とし、協会の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体（前号の団体を除く。）
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成 18 年法律第 48 号) (以下「一般法人法」という。) 上の社員とする。

(入会)

第 6 条 協会の会員となるには、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前項に必要な事項は、総会の決議により別に定める。

3 既に納入した会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任す

ることができる。この場合において前条の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出された 2 名の正会員は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 20 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 25 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、6 名以内を常務理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 協会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。

4 協会の監事には、協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第 27 条 協会は、理事会の決議によって、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員会及び専門部会等

(評議員会等)

第34条 協会は、必要に応じ、協会の目的を達成するため、評議員会及び専門の部会を置くことができる。

2 前項の評議員会及び部会の設置及び運営に関する規定は、理事会が別に定める。

(顧問及び参与)

第35条 協会に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長又は理事会の諮問に応じる。

4 顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 支部の設置

(支部)

第37条 協会は、愛媛県内の保健所の所管区域ごとに支部を置くことができる。

2 支部には、支部長その他必要な職員を置く。

3 支部長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 支部の運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第 10 章 会 計

(事業年度)

第 38 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配等)

第 41 条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人

又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない理由によって前項の電子公告をすることができない場合は、愛媛県において発行する愛媛新聞に掲載する。

第 13 章 雜 則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小泉泰方、副会長は正兼康平、善家久志、福田安民、専務理事は稻田豊、常務理事は高城顯、塩崎武司、山本英一、渡邊博幸、中川義博とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。